

## 第62号議案

東京都台東区立ケアハウス条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、ケアハウスを使用できる者の要件に関し、規定の整備を図るため提出します。

## 東京都台東区立ケアハウス条例の一部を改正する条例

東京都台東区立ケアハウス条例（平成7年12月台東区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第8条第2号中「同様の事情にある者」の次に「及び東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度による証明をともに受けた者」を加える。

付 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。